

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	横浜美術大学
設置者名	学校法人トキワ松学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学共通科目	学部等共通科目	専門科目	合計		
美術学部	美術・デザイン	夜・通信		113	472	585	13	
		夜・通信						
		夜・通信						
		夜・通信						
(備考) 単科大学のため、学部等共通科目の単位数＝全学共通科目の単位数である。								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<p>大学公式 Web サイト>シラバス検索ページにて、「実務経験のある教員」にチェックを入れると該当科目が確認できるようになっている。 http://portal.yokohama-art.ac.jp/syllabus/search.aspx また、大学公式 Web サイトシラバスページにてウェブサイトにて開講科目一覧表 (PDF) を公開している。 2022 年度開講科目とナンバリング一覧 https://www.yokohama-art.ac.jp/about/b_info/pdf/curriculum_2022.pdf</p>

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	横浜美術大学
設置者名	学校法人トキワ松学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

大学公式 Web サイトにて公開 https://www.yokohama-art.ac.jp/about/a_01.html

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	世田谷信用金庫理事長	2021.5.1～ 2024.4.30	経営に関する事項
非常勤	「國華」主幹 前学習院大学文学部教授	2021.5.1～ 2024.4.30	教学・コンプライア ンスに関する事項
非常勤	聖トミニコ学園カリキュラムマネ ージャー 前大阪聖母女学院学院 長	2021.5.1～ 2024.4.30	経営に関する事項
非常勤	元トキワ松学園中学校・ 高等学校教諭	2021.5.1～ 2024.4.30	教育・外郭団体に関 する事項
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	横浜美術大学
設置者名	学校法人トキワ松学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
<p>学内会議(教授会等)でシラバス作成に係る留意事項について周知を行っている。授業担当教員がシラバスを作成する際は、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価等の項目について、留意事項を纏めたプリントを大学より配付し、対応を依頼している。授業担当教員がシラバスを作成した後、研究室主任が記載項目等の内容を確認し、研究室主任の承諾が得られた時点で Web 上にシラバスが公開される仕組みとしている。</p>	
授業計画書の公表方法	https://www.yokohama-art.ac.jp/about/b_info/syllabus.html
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
<p>「横浜美術大学 学則」、「横浜美術大学 履修規程」、「横浜美術大学における授業科目の履修登録単位の上限に関する規程」、「横浜美術大学 試験に関する規程」及び「入学前の既修得単位の認定に関する規程」等に基づき、履修の認定、試験等の実施を経て、厳格かつ適正に評価を行った上で、単位を認定している。</p>	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>「横浜美術大学 試験に関する規程」において成績評価基準及びGPA算出方法について規定し、大学公式Webサイト、学生手帳及び成績通知書等により、学生に対して周知している。学生が成績及びGPAを確認する方法としては、個別のIDを用いてWebポータルサイトにログインし、個別に成績を確認することができる仕組みを構築している。また、成績評価に疑義がある場合は、定められた期間内に該当科目の担当教員へ照会することができる。GPA分布図については大学公式Webサイトで公開している。</p> <p><GPA計算方法> 卒業の要件として履修する授業科目の総単位数にグレードポイントを掛けた点の総点を当該対象科目の総単位数で除し、その平均点を算出する(ただし、成績評価がAA、A、B、C、Dによらない科目は除く)。グレードポイントは成績評価がAAは4点、Aは3点、Bは2点、Cは1点及びDは0点とする。</p> <p>$(AA \text{ 修得単位数} \times 4) + (A \text{ 修得単位数} \times 3) + (B \text{ 修得単位数} \times 2) + (C \text{ 修得単位数} \times 1) + (D \text{ 評価科目単位数} \times 0)$ 卒業要件に該当する授業科目の総単位数 (D 評価科目含む)</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>インターネット上で公開 https://www.yokohama-art.ac.jp/about/ 修学上の情報>11. 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準について>2) 試験・成績について (GPA算出方法等)、3) GPA分布</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>ディプロマ・ポリシー、アセスメント・ポリシーを定め、大学公式Webサイト等で公表している。また、毎年、大学の運営委員会及び自己点検評価委員会等において、ポリシーについて点検を行っている。</p>	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>インターネット上で公開 https://www.yokohama-art.ac.jp/about/a_base/regulation.html#diploma</p>

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	横浜美術大学
設置者名	学校法人トキワ松学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	ウェブサイト https://www.yokohama-art.ac.jp/about/c_16.html
収支計算書又は損益計算書	ウェブサイト https://www.yokohama-art.ac.jp/about/c_16.html
財産目録	ウェブサイト https://www.yokohama-art.ac.jp/about/c_16.html
事業報告書	ウェブサイト https://www.yokohama-art.ac.jp/about/c_16.html
監事による監査報告(書)	ウェブサイト https://www.yokohama-art.ac.jp/about/c_16.html

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	
中長期計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: ウェブサイト https://www.yokohama-art.ac.jp/about/e_18.html
--

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法: https://www.yokohama-art.ac.jp/about/f_19.html

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 美術学部
教育研究上の目的（公表方法：インターネット、履修要項、学生手帳等） （概要） 横浜美術大学は、学則第 1 条および第 5 条に定める教育研究上の目的を達成するため、次の三つを教育目標としている。 美術・デザインの専門的な表現技術の修得 美術・デザインの理論的な知識の修得 社会性と幅広い教養の修得 横浜美術大学では、上記三つの教育目標を達成し、創造的に社会貢献できる人材を育成する。 (https://www.yokohama-art.ac.jp/about/a_base/regulation.html#principle)
卒業の認定に関する方針（公表方法：インターネット、履修要項、学生手帳等） （概要） 横浜美術大学は、教育目標に掲げた次の三つを達成し、かつ所定の単位を修得した学生に学士（美術）の学位を授与する。 美術・デザインの専門的な表現技術 専門科目 64 単位（必修 6 科目 19 単位を含む）を修得する。 美術・デザインの理論的な知識 専門教養（美術史・美術理論） 10 単位（必修 3 科目 6 単位を含む）以上を修得する。 社会性と幅広い教養 一般教養から 20 単位（必修 2 科目 4 単位を含む）以上を修得する。 合計 124 単位以上をもって卒業要件とする。 (https://www.yokohama-art.ac.jp/about/a_base/regulation.html#diploma)
教育課程の編成及び実施に関する方針 （公表方法：インターネット、履修要項、学生手帳等） （概要） 横浜美術大学では、教育課程編成方針を定めるにあたって、次のような考え方を基盤としている。 1 充実した初年次教育により、基礎的表現技術と知識を確実に修得させる。 2 横断的カリキュラムにより、柔軟な専門分野選択を可能とする。 3 一般教養、専門教養のバランスのよい履修により、社会性と幅広い教養を修得させる。 4 専門実技諸科目のアクティブ・ラーニングを通じて、問題解決力・主体性を育成する。 5 現代の美術・デザイン表現に不可欠なデジタルスキル（ICT の活用を含む）を修得させる。 6 卒業制作作品とその発表をもって、最終的な学修評価とする。 1～6 を専門科目と共通科目の二つの区分に編成する。 (https://www.yokohama-art.ac.jp/about/a_base/regulation.html#curriculum)

入学者の受入れに関する方針（公表方法：インターネット、募集要項等）

（概要）

横浜美術大学は、教育目標を達成するため、美術・デザインに強い関心をもつ次のような人材を求める。

美術・デザインに関する基礎的・専門的な技術や知識を修得しようとする人

社会性と幅広い教養を身につけようとする人

将来は、美術・デザインの技術・知識を活かし、創造的に社会貢献しようとする人

(https://www.yokohama-art.ac.jp/about/b_08.html)

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：インターネット https://www.yokohama-art.ac.jp/about/a_01.html

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
—	1人	—					1人
—	—	13人	12人	0人	5人	10人	40人
—	—	人	人	人	人	人	人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
人		157人					157人
各教員の有する学位及び業績 (教員データベース等)		公表方法：ウェブサイト https://www.yokohama-art.ac.jp/about/teacher_list/					
c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
美術学部	190人	206人	108.4%	772人	838人	108.5%	6人	0人
	人	人	%	人	人	%	人	人
合計	190人	206人	108.4%	772人	838人	108.5%	6人	0人
(備考)								

b. 卒業生数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
美術学部	185人 (100%)	11人 (6%)	91人 (49%)	83人 (45%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	185人 (100%)	11人 (6%)	91人 (49%)	83人 (45%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要)
<p>学内会議（教授会等）でシラバス作成に係る留意事項について周知を行っている。 授業担当教員がシラバスを作成する際は、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価等の項目について、留意事項を纏めたプリントを大学より配付し、対応を依頼している。授業担当教員がシラバスを作成した後、研究室主任が記載項目等の内容を確認し、研究室主任の承諾が得られた時点で Web 上にシラバスが公開される仕組みとしている。</p> <p>https://www.yokohama-art.ac.jp/about/b_info/syllabus.html</p>

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要)				
<p>ディプロマ・ポリシー、アセスメント・ポリシーを定め、大学公式 Web サイト等で公表している。また、毎年、大学の運営委員会及び自己点検評価委員会等において、ポリシーについて点検を行っている。</p>				
学部名	学科名	卒業に必要な 単位数	GPA制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
美術学部	美術・デザイン	124 単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
GPAの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<p>公表方法：インターネット、学生手帳</p> <p>https://www.yokohama-art.ac.jp/lifestyle/campusmap.html</p>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考 (任意記載事項)
美術学部	美術・デザイン学科	1,100,000円	300,000円	348,000円	その他内訳 施設設備費 280,000円 実習費 68,000円
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組 (概要) 履修登録期間に学務課職員による履修相談を行うほか、GPA や出欠状況に基づく研究室面談の実施・履修指導等を行っている。また、オフィスアワー制度を設け、学生が随時教員へ相談できる体制を構築している。さらに、横浜美術大学奨学生制度を設け、経済的な理由により修学が困難な学生の支援を行っている。 (https://www.yokohama-art.ac.jp/lifestyle/scholarship.html)
b. 進路選択に係る支援に関する取組 (概要) 入学時より、就職・進学・独立等様々な進路選択に資するキャリアサポートプログラムを企画・運営している。社会人講話、卒業生インタビュー、資格取得支援、ポートフォリオ指導等。 (https://www.yokohama-art.ac.jp/career/)
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組 (概要) 学生の適切な健康管理を図るため、保健室を設置している。保健室には保健師が常駐し、ケガや病気の応急処置を行うとともに、健康相談や心の相談にも応じている。また、学生の生活上の問題や悩みの解決をサポートするため、学生相談室を設置し、専門のカウンセラーや相談員である教職員が対応している。 健康管理 (https://www.yokohama-art.ac.jp/lifestyle/healthcontrol.html) 学生相談 (https://www.yokohama-art.ac.jp/lifestyle/counsel.html)

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：インターネット (https://www.yokohama-art.ac.jp/about/)

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	F114310104856
学校名	横浜美術大学
設置者名	学校法人トキワ松学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		68人	73人	73人
内 訳	第Ⅰ区分	38人	40人	
	第Ⅱ区分	20人	21人	
	第Ⅲ区分	10人	12人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				73人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	-		
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)	-		
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	-		
「警告」の区分に連続して該当	-		
計	-		
10名以下の欄は、-を記載。			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑つて認定の効力を失つた者の数

右以外の大学等		短期大学(修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。)、及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。)		
年間	-	前半期		後半期

(3) 退学又は停学(期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。)の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)	-		
GPA等が下位4分の1	-		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	-		
計	-		
(備考) 10名以下の欄は、-を記載。			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。